

一般社団法人 権利擁護支援センター・えん任意代理契約報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人権利擁護支援センター・えん(以下、「当法人」という)がその任意代理契約に関して受ける報酬等に関する標準を示すことを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 報酬は、基本報酬、委任事務手数料(基本事務委任行為、付加事務委任行為)、日当とする。

2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

基本報酬	月1回程度の定期面接、必要時の安否確認・相談等をいう。
基本事務委任行為	身上保護に必要な事務で当法人の契約書代理権目録1に掲載された事務をいう。
付加事務委任行為	主に生活資金口座を除く財産管理の事務で、契約書代理権目録2に掲載された事務及び当法人で担えないような弁護士等の専門職の方に依頼する行為をいう。
日当	委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されることの対価をいう。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は次表のとおりとする。

1. 基本報酬	1万円
2. 基本事務委任手数料	管理財産合計額が ・1000万未満の場合 月額1万円 ・1000万円以上5000万円未満の場合 月額3万円 ・5000万円以上の場合 月額5万円 管理財産(預貯金及び有価証券等の流動資産をいう)
3. 付加事務委任手数料	※当法人でできないことは専門家(社会保険労務士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、弁護士等)へ委託します。 実費
4. 日当	1時間未満 無料 半日(往復1時間を超え4時間まで) 1万円 1日(往復4時間を超える場合) 2万円 但し、営業時間(午前9時から午後6時)外、土日祝祭日の休日の場合は、以下の料金を加算する。 ・午後6時から午後10時の場合 2割5分増 ・午後10時から午前5時の場合 5割増 ・休日の午前9時から午後10時の場合 3割5分増 ・休日の午後10時から午前9時の場合 6割増 前項にかかわらず、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる